

相談支援事業所のご案内

令和5年6月1日現在

市が指定した相談支援事業所

◇桐生市社協障害者相談支援室

【場所】桐生市川内町5丁目1199 桐生みやま園内

【電話】0277-46-8702

【ファックス】0277-65-6640

【Eメール】kiryu-soudan-sts@zd.wakwak.com

【時間】午前8時30分から午後5時15分まで

◇相談支援事業所つぼみ

【場所】桐生市浜松町1丁目3-3

【電話】0277-46-7108

【ファックス】0277-20-7210

【Eメール】ryou-tsubomi@gswc.or.jp

【時間】午前8時30分から午後5時30分まで

◇ゆうあいネット相談支援事業所

【場所】桐生市新里町新川3743

【電話】0277-74-6066

【ファックス】0277-74-6071

【Eメール】yuai-net@sanwakai.net

【時間】午前8時30分から午後5時30分まで

◇とうかえん相談支援事業所

【場所】桐生市広沢町1丁目2647

【電話】0277-32-3510

【ファックス】0277-54-3501

【Eメール】toukaen-soudan@ryouiku-futabakai.or.jp

【時間】午前9時から午後5時まで

◇つつじヶ丘相談支援事業所【主に知的障害者・障害児】

【場所】 桐生市新里町武井455-1

【電話】 0277-30-6058

【ファックス】 0277-74-5830

【Eメール】 soudan@tsutsuzigaoka.net

【時間】 午前9時から午後5時まで

◇相談支援事業所 花

【場所】 桐生市新里町板橋196-1

【電話】 0277-74-8030

【ファックス】 0277-74-3537

【Eメール】 hana-soudan@outlook.jp

【時間】 午前8時から午後5時まで



◎福祉サービスについて

1. 自宅での生活を支えるサービス

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行います。 （重度心身障害者移動支援事業：リフト付乗用車を運行します）
短期入所（ショートステイ）	介護をする人が、一時的に障害者を介護できなくなった場合、施設に入所して適切な支援を提供します。
日中一時支援事業	介護を行う者が、一時的に障害児(者)を介護できなくなった場合、施設等を利用して適切な支援を提供し、日常的に介護している家族の一時的な休息等を図ります。（宿泊を伴わない日中受入のみ）

2. 日中活動を支えるためのサービス

生活介護	主として昼間に障害者支援施設等において身体介護の支援や創作的活動等の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練等を提供します。
宿泊型自立訓練	知的障害者又は精神障害者に対し、一定期間住居を提供し、帰宅後の家事など日常生活の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者に対し、生産活動等を通じて就労に必要な能力向上のための訓練等を提供します。
就労継続支援 A型・B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会や能力向上のための訓練等を提供します。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅へ訪問、来所により支援をします。
自立生活援助	施設を利用していた障害のある人が一人暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
地域活動支援センター	創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の活動を実施します。

3. 夜間の居住を支援するためのサービス

施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間に身体介護等の支援を提供します。
共同生活援助	障害のある方に対して、夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

4. 児童福祉法によるサービス

児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通常での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援事業	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
福祉型・医療型障害児入所支援	18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導や訓練、及び治療を行います。

サービス等利用計画書の作成について

原則、サービスを利用する全ての障害者（児）に、サービス等利用計画書の作成が必要となります。

サービス等利用計画書の作成については、次の者が作成可能です。

- ①特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所
- ②本人または障害児の保護者【セルフプラン】

特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所については、各市町村から指定を受けていれば、どの事業所でも作成を依頼することは可能です。

障害福祉サービス等を利用する場合の基本的な流れです。

